

# ◎10月4日は都市景観の日です◎

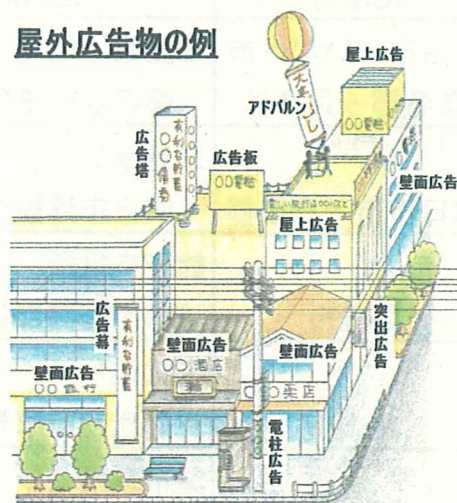
## 看板などの屋外広告物を設置される皆様方へ

屋外広告物は、街の活性化を図るうえで、必要なものですが、表示方法や内容によっては、美しい景観を損なうおそれがあります。

また、管理が適切に行われていない場合は、倒壊や落下等により通行者等に危害を与える場合があります。

このため、三重県屋外広告物条例を定め、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止等の観点から、設置場所や大きさその他の規格について必要な規制を行っています。

屋外広告物の例



### 1. 屋外広告物を表示する際は、原則許可が必要です。

屋外広告物を表示してはいけない場所（禁止地域）や信号機やガードレールなど表示をしてはいけないもの（禁止物件）があります。

また、屋外広告物の表示に際しては、表示できる面積や高さなどの制限があり、許可を受ける必要がありますので、裏面の屋外広告物担当窓口へ事前の相談をお願いします。

許可を受けていない広告物がある場合は、担当窓口までご相談ください。

※ 店舗、営業所などに表示する広告物は、許可を受けることが一部免除されます。

### **許可を受けずに、広告物を設置した場合は処分されることがあります！！**

許可を受けずに上記の広告物を設置された場合は、三重県屋外広告物条例の規定に基づき、広告主や広告物設置業者の公表をすることがあるほか、罰則が科されることがあります。

また、広告主や広告物設置業者の皆様方に、設置されている広告物について、問い合わせや確認をさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

### 2. 屋外広告業を営む場合は、登録が必要です。

屋外広告物の発注は屋外広告業の登録がされている業者へお願いします。

広告物の設置を業者に発注する場合は、登録業者であることをご確認してください。三重県屋外広告物条例の規定により、屋外広告物の表示等に関する業務を行う場合は、知事の登録が必要となります。

なお、登録業者は、三重県のホームページから確認していただけます。

<http://www.pref.mie.jp/KEIMACHI/HP/>

## 屋外広告物担当窓口

### ■屋外広告物の申請について

地域等	担当窓口	電話番号	住所
桑名市・いなべ市 桑名郡・員弁郡	三重県 桑名建設事務所	0594-24-3662	〒511-8567 桑名市中央町5-71
四日市市・三重郡	三重県 四日市建設事務所	059-352-0667	〒510-8511 四日市市新正4-21-5
鈴鹿市	鈴鹿市役所 都市整備部都市計画課	059-382-9024	〒513-8701 鈴鹿市神戸1-18-18
亀山市	三重県 鈴鹿建設事務所	059-382-8683	〒513-0809 鈴鹿市西条5-117
津市	津市役所 都市計画部都市計画課	059-229-3290	〒514-8611 津市西丸之内23-1
松阪市	松阪市役所 建設部都市計画課	0598-53-4199	〒515-8515 松阪市殿町1340-1
多気郡	三重県 松阪建設事務所	0598-50-0586	〒515-0011 松阪市高町138
伊勢市・度会郡 ※大紀町を除く	三重県 伊勢建設事務所	0596-27-5202	〒516-8566 伊勢市勢田町622
度会郡大紀町	大紀町役場 建設課	0598-86-2247	〒519-2703 度会郡大紀町滝原1610-1
鳥羽市・志摩市	三重県 志摩建設事務所	0599-43-9627	〒517-0501 志摩市阿児町鶴方3098-9
名張市・伊賀市	三重県 伊賀建設事務所	0595-24-8208	〒518-8533 伊賀市四十九町2802
尾鷲市・北牟婁郡	三重県 尾鷲建設事務所	0597-23-3527	〒519-3695 尾鷲市坂場西町1-1
熊野市・南牟婁郡	三重県 熊野建設事務所	0597-89-6141	〒519-4393 熊野市井戸町371

### ■屋外広告業の登録について

担当窓口	電話番号	FAX番号	住所
三重県 県土整備部景観まちづくり室	059-224-2748	059-224-3270	〒514-8570 津市広明町13

**三重県 県土整備部 景観まちづくり室**

〒514-8570 津市広明町 13

TEL: 059-224-2748